

○対内直接投資等に関する命令第三条第五項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（平成二十六年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号）の一部を改正する告示

改 正 後			改 正 前		
別表第一			別表第一		
一 〔略〕			一 〔同上〕		
イ 〔略〕			イ 〔同上〕		
ロ 航空機（無人航空機（人が乗ることのできない航空機であつて、大きさ又は重量を問わず、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるものをいう。以下同じ。）を含む。）			ロ 航空機（無人航空機（人が乗ることのできない航空機であつて、大きさ又は重量を問わず、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるものをいう。）を含む。）		
ハ 人工衛星（地球を回る軌道の外に打ち上げられる飛しょう体及び天体上に置かれる人工の物体を含む。以下同じ。）、ロケット若しくはこれらの打上げ、追跡管制若しくは利用のために特に設計した装置又は推進薬若しくはその原料			ハ 人工衛星（地球を回る軌道の外に打ち上げられる飛しょう体及び天体上に置かれる人工の物体を含む。）、ロケット若しくはこれらの打上げ、追跡管制若しくは利用のために特に設計した装置又は推進薬若しくはその原料		
〔ニ・ホ 略〕			〔ニ・ホ 同上〕		
二 〔略〕			二 〔同上〕		
三 第一号イからニまでに掲げる物を使用するために特に設計したプログラムに関する小分類三九一ソフトウェア業及びこれらの物を使用するために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二―情報処理サービス業			三 第一号イからニまでに掲げる物を使用するために特に設計したプログラムに関する小分類三九一ソフトウェア業		
〔四・五 略〕			〔四・五 同上〕		
〔号を削る。〕			六 外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の一から一五までの項の中欄に掲げる設計及び製造に係る技術（公知の技術であつて、貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第九号イからニまでに規定		

六 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）（以下この号において「法」という。）第二条第一項に規定する医薬品（法第十四条第一項の承認を受けて製造販売されるものであつて、日本標準商品分類（平成二年四月十三日総務庁長官諮問第二百二十六号日本標準商品分類の改訂についての答申）の分類番号八七

六の病原生物に対する医薬品又は医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十八条第一項に規定する重要供給確保医薬品に限る。）及び当該医薬品に係る医薬品中間物並びに法第二条第五項に規定する高度管理医療機器（法第二十三条の二の五第一項の承認又は法第二十三条の二の二十三第一項の認証を受けて製造販売されるものに限る。）、その附属品及び当該高度管理医療機器又は附属品の部分品の大分類E―製造業

七 金属鉱物（独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第九号）第二十一条第一項に規定する金属鉱物のうち、同項第四号、第六号、第九号、第十一号から第二十三号まで及び第二十五号から第四十三号までに掲げるものに限

する技術のいずれかに該当するものを除く。）を保有する次のイからへまでに掲げる業種

イ 大分類E―製造業

ロ 小分類三九―ソフトウェア業

ハ 小分類七一―自然科学研究所

ニ 小分類七四三―機械設計業

ホ 小分類七四四―商品・非破壊検査業

ヘ 小分類七四九―その他の技術サービス業

七 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）（以下この号において「法」という。）第二条第一項に規定する医薬品（法第十四条第一項の承認を受けて製造販売されるものであつて、日本標準商品分類（平成二年四月十三日総務庁長官諮問第二百二十六号日本標準商品分類の改訂についての答申）の分類番号八七六の病原生物に対する医薬品に限る。）及び当該医薬品に係る医薬品中間物並びに法第二条第五項に規定する高度管理医療機器（法第二十三条の二の五第一項の承認又は法第二十三条の二の二十三第一項の認証を受けて製造販売されるものに限る。）、その附属品及び当該高度管理医療機器又は附属品の部分品の大分類E―製造業

八 金属鉱物（独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第九号）第二十一条第一項に規定する金属鉱物のうち、同項第四号、第六号、第九号、第十一号から第二十三号まで及び第二十五号から第四十三号までに掲げるものに限

る。以下同じ。）又は金属鉱産物（同条第二項に規定するものをいう。以下同じ。）に関する次のイからホまでに掲げる業種

「イゝホ 略」

ハ
「略」

九
「略」

イ
「略」

ロ 半導体素子若しくは集積回路の製造のために専ら用いられる半導体部素材（半導体の製造工程において用いられる物資又はその部分品若しくは素材等（未加工の原料又は物資を除く。以下同じ。）をいう。以下同じ。）又は半導体製造装置（半導体素子又は集積回路の製造、測定若しくは分析の用に供されるダイシングソー、ウエハプロバー、電子顕微鏡その他専らこれらの用に供される細分類二六七一―半導体製造装置製造業、小分類二七三―計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業及び小分類二九七―電気計測器製造業を含む。以下同じ。）若しくは半導体製造装置に専ら用いられる部分品若しくは素材等

ハ 車載用（駆動用動力源としての用途に限る。以下同じ。）又は定置用として用いられるリチウムイオン蓄電池の製造に使用するために特に設計した部分品、素材又は装置

ニ 積層セラミックコンデンサ、フィルムコンデンサ、SAW（弾性表面波）フィルタ、BAW（バルク弾性波）フィルタ、積層チップインダクター、水晶振動子、水晶共振子、水晶発振子又は巨大磁気抵抗効果若しくはトンネル磁気抵抗効果を利用する磁気センサーの製造に専ら用いられる部分品、素材等又は装置

る。以下同じ。）又は金属鉱産物（同条第二項に規定するものをいう。）に関する次のイからホまでに掲げる業種

「イゝホ 同上」

九
「同上」

十
「同上」

イ
「同上」

ロ 半導体素子若しくは集積回路の製造のために専ら用いられる半導体部素材（半導体の製造工程において用いられる物資又はその部分品若しくは素材等（未加工の原料又は物資を除く。以下この号において同じ。）をいう。以下同じ。）又は半導体製造装置（半導体素子又は集積回路の製造、測定又は分析の用に供されるダイシングソー、ウエハプロバー、電子顕微鏡その他専らこれらの用に供される細分類二六七一―半導体製造装置製造業、小分類二七三―計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業及び小分類二九七―電気計測器製造業を含む。以下同じ。）若しくは半導体製造装置に専ら用いられる部分品若しくは素材等

ハ 車載用（駆動用動力源としての用途に限る。以下同じ。）又は定置用として用いられるリチウムイオン蓄電池の製造に使用するために特に設計した部分品、素材又は装置

ニ 積層セラミックコンデンサ、フィルムコンデンサ、SAW（弾性表面波）フィルタ、BAW（バルク弾性波）フィルタ、積層チップインダクター、水晶振動子、水晶共振子又は水晶発振子の製造に専ら用いられる部分品、素材等又は装置

ホ 「略」

十一 「略」

「イゝハ 略」

二 総トン数百九十トン以上の船舶の船体（当該船体を構成する船体ブロックを含む。）

十一 細分類五五九二―肥料・飼料卸売業であつてイ又はロに掲げる肥料の輸入業（イ又はロに掲げる物の年間輸入量が千トン以上のものに限る。）

イ 塩化カリウム（純粋であるかないかを問わないものとし、肥料の用途に係るものに限る。以下同じ。）

ロ オルトりん酸水素ニアンモニウム（りん酸ニアンモニウム）及びオルトリン酸二水素アンモニウム（りん酸一アンモニウム）（純粋であるかないかを問わない。以下同じ。）並びにこれらの混合物（肥料の用途に係るものに限る。）

十二 細分類三九二―情報処理サービス業であつて、以下のいずれかに該当するサービス（これらのサービスを包含する複合的なサービスを含む。）のために専ら用いる情報処理サービスを提供する事業又はこれらの事業のために特に設計したプログラムに係る細分類三九一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業に属する事業

イ システム若しくはソフトウェアについてのサイバーセキュリティを確保するための監視サービス又はシステム若しくはソフトウェア等の適切な運用について、サイバーセキュリティに関する事象若しくはその予兆の検知若しくは防御を目的とするサービス若しくはセキュリティ製品が出力するログの

ホ 「同上」

十一 「同上」

「イゝハ 同上」

「新設」

十二 細分類五五九二―肥料・飼料卸売業であつてイ又はロに掲げる肥料の輸入業（イ又はロに掲げる物の年間輸入量が千トン以上のものに限る。）

イ 塩化カリウム（純粋であるかないかを問わないものとし、肥料の用途に係るものに限る。）

ロ オルトりん酸水素ニアンモニウム（りん酸ニアンモニウム）及びオルトリン酸二水素アンモニウム（りん酸一アンモニウム）（純粋であるかないかを問わない。）並びにこれらの混合物（肥料の用途に係るものに限る。）

「新設」

分析、通知若しくはレポート提供を継続的に提供するサービス

ロ システム又はソフトウェア等の脆弱性に関する知見を有する者によるシステム又はソフトウェア等の脆弱性の診断を行うサービス

ハ 機器若しくは記録デバイスを対象に行われる、システム若しくはソフトウェア等の資源及び環境の不正使用等又はそれに至るための行為等への対応等に際し、電磁的記録の証拠保全、調査及び分析並びに電磁的記録の改ざん等についての分析並びに情報収集等を行う一連の科学的調査手法及び技術を用いた調査並びにそれに付帯するサービス

ニ システム及び端末等のサイバーセキュリティを確保することを目的として、システム及び端末等に対し、当該システム及び端末等とは別のシステム及び端末等から管理（機器構成の変更又は情報の収集等を含む。）を行うソフトウェア・サービス

ホ システム及び端末等において、不正アクセス、マルウェア感染又はフィッシングへの防御を行うためのセキュリティ対策ソフトウェア・サービス

ヘ 日本語入力ソフトウェア・サービス（入力内容を外部サーバーに送信して変換を行うものに限る。）

十三 次に掲げる業種に係る事業に係るサービスを提供するために必要なシステムのために特に設計したプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの事業のために専ら用いる情報処理サービス

「新設」

スを提供する細分類三九二―情報処理サービス業

イ 細分類〇五三一―原油鉱業

ロ 細分類〇五三二―天然ガス鉱業

ハ 細分類一七一―石油精製業

ニ 中分類三三―電気業（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者（需要に応じ供給する電力量の合計が五億キロワット以上である者に限る。））、同項第九号に規定する一般送配電事業者、同項第十一号に規定する送電事業者、同項第十一号の三に規定する配電事業者、同項第十五号に規定する発電事業者（出力五万キロワット以上の発電等用電気工作物（同項第五号ロに規定する発電等用電気工作物をいう。以下同じ。）を有する者に限る。）及び同項第十五号の四に規定する特定卸供給事業者（電気の供給能力を有する者（同項第十五号に規定する発電事業者を除く。）から集約する電気の出力の合計が五万キロワット以上である者に限る。）に限る。）

ホ 中分類三四―ガス業（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第三項に規定するガス小売事業者（ガスの供給量が年間五十億メガジュール以上である者に限る。））、同条第六項に規定する一般ガス導管事業者、同条第八項に規定する特定ガス導管事業者及び同条第十項に規定するガス製造事業者に限る。）

ヘ 細分類三六一―上水道業（給水人口が五万人を超える水道事業者若しくは一日最大給水量が二万五千立方メートルを超える水道用水供給事業者又は地方公共団体であつて給水人口が五万人を超える水道事業者若しくは一日最大給水量が二

万五千立方メートルを超える水道用水供給事業者が設定した水道施設運営権を有する者に限る。）

ト 次に掲げる業種（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条の登録を受けるべき電気通信事業に該当するものに限る。）

（1） 細分類三七一一―地域電気通信業（有線放送電話業を除く）

（2） 細分類三七二一―長距離電気通信業

（3） 細分類三七二三―有線放送電話業

（4） 細分類三七一九―その他の固定電気通信業

（5） 細分類三七二一―移動電気通信業

（6） 細分類四〇一一―ポータルサイト・サーバ運営業

（7） 細分類四〇二一―アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ及び細分類四〇一三―インターネット用サポート業

チ 小分類四二一一―鉄道業（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第二条第七号に規定する指定公共機関として指定された鉄道事業者に限る。）

リ 細分類四七一一―倉庫業（冷蔵倉庫業を除く）（石油備蓄業に係るものに限る。）

ヌ 細分類四七二一―冷蔵倉庫業（石油備蓄業に係るものに限る。）

ル 細分類九二九九―他に分類されないその他の事業サービス業（液化石油ガス充てん業及び液化石油ガスの貯蔵を行う事

業に係るものであって、石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第十四条の規定に基づき指定された特定石油ガス輸入業者等が行うものに限る。）

十四 次のイ又はロに掲げる発電等用電気工作物（出力五万キロワット未満のものに限る。）の区分に応じ、それぞれ次に定めるシステム又は設備のために特に設計したプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらのシステム又は機器のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業

イ 事業用電気工作物（電気事業法第三十八条第二項に規定する事業用電気工作物をいう。ロにおいて同じ。）（小規模事業用電気工作物（同条第三項に規定する小規模事業用電気工作物をいう。ロにおいて同じ。）を除く。）に該当する発電等用電気工作物 当該発電等用電気工作物を監視又は制御する機能を有するシステム（これらのシステムに付随するネットワークを含む。）

ロ 事業用電気工作物（小規模事業用電気工作物に限る。）又は一般用電気工作物（同法第三十八条第一項に規定する一般用電気工作物をいう。）に該当する発電等用電気工作物 当該発電等用電気工作物（再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第二項に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。）に該当するものに限る。）が採用する通信機能を有する制御システムのうち、インターネッ

〔新設〕

トプロトコルを用いる設備

十五 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項に規定する特定社会基盤事業者に対し、以下のいずれかを提供する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又は細分類三九二一―情報処理サービス業

イ 特定重要設備（同項に規定する特定重要設備をいう。ハにおいて同じ。）

ロ 特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラム（同法第五十二条第二項第二号ハに規定する主務省令で定める設備、機器、装置又はプログラムをいう。）

ハ 特定重要設備の重要維持管理等（同条第一項に規定する重要維持管理等をいう。）に係るサービス（特定重要設備の重要維持管理等の再委託を受けたものが提供するサービスを含む。）

十六 小分類四二一一―鉄道業（鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）第三十六条の三第二項（軌道法施行規則（大正十二年内務省・鉄道省令）第三十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき国土交通大臣が定める鉄道事業者及び軌道経営者が営むものに限る。）に係る事業に係るサービスを提供するために必要なシステム（その機能が停止し、又は低下した場合に輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれ又は国民生活に多大な影響を及ぼすおそれが生ずるものに限る。）のために特に設計されたプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込み

〔新設〕

〔新設〕

ソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの事業のために専ら用いるための情報処理サービスを提供する細分類三九二―情報処理サービス業

十七 クラウドサービス（インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて電子計算機を他人の情報処理の用に供する役務をいう。）に用いるものであって、以下のいずれかに該当する技術を保有する細分類三九一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一―組込みソフトウェア業、細分類三九一―パッケージソフトウェア業又は細分類三九二―情報処理サービス業

イ サーバー、ストレージその他のハードウェアをソフトウェアにより分割し、又は統合して仮想的な実行環境を提供するもの

ロ 暗号鍵の生成又は管理に係るもの

ハ 主体の認証、アクセス権限の管理又は情報の利用の制御に係るもの

十八 特定重要物資（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第七条に規定する特定重要物資をいう。以下同じ。）又はその生産に必要な原材料、部品、設備、機器若しくは装置等のうち、次に掲げる物の設計又は製造のために専ら設計されたプログラムに係る細分類三九一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの設計若しくは製造に係る情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二―情報処理サービス業

〔新設〕

〔新設〕

イ 日本標準商品分類の分類番号八七 六の病原生物に対する医薬品及び当該医薬品に係る医薬品中間物

ロ 次に掲げる物（肥料の用途に係るものに限る。）

(1) 塩化カリウム

(2) オルトりん酸水素二アンモニウム（りん酸二アンモニウム）若しくはオルトリン酸二水素アンモニウム（りん酸一アンモニウム）又はこれらの混合物

ハ 数値制御を行うことができる金属工作機械等の製造又は補修の用に供される鋳物の代替素材（ミネラルキャストに限る。）、ボールねじ、リニアガイド又はリニアスケール

ニ 半導体素子若しくは集積回路、これらの製造のために専ら用いられる半導体部素材、半導体製造装置に専ら用いられる素材等、半導体製造用のヘリウム、希ガス、りん化合物若しくはふつ化水素酸、電子回路基板又は電子回路実装基板

ホ 車載用若しくは定置用として用いられるリチウムイオン蓄電池の製造に使用するために特に設計した部分品、素材

ヘ ディーゼルエンジン（連続最大出力が七百三十五キロワット以上かつ二サイクルのものに限る。）に用いられるクランクシャフト又は総トン数百九十トン以上の船舶の船体（当該船体を構成する船体ブロックを含む。）

ト 積層セラミックコンデンサ、フィルムコンデンサ、SAW（弾性表面波）フィルタ、BAW（バルク弾性波）フィルタ、積層チップインダクタ、水晶振動子、水晶共振子、水晶発振子又は巨大磁気抵抗効果若しくはトンネル磁気抵抗効果を利用する磁気センサー又はこれらの製造に専ら用いられる部分品若しくは素材等

チ 人工衛星又はロケットの打上げのために特に設計した推進薬又はその原料

十九 特定重要物資又はその生産に必要な原材料、部品、設備、機器若しくは装置等のうち、次に掲げる物の設計、製造又は使用のために専ら設計されたプログラムを作成する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア又はこれらの設計、製造若しくは使用に係る情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業

イ 数値制御を行うことができる金属工作機械若しくは主として工業製品の製造の用に供される産業用ロボット又はこれらの製造若しくは補修の用に供される減速機、サーボ機構、数値制御装置若しくはプログラマブルロジックコントローラ

ロ 航空機（無人航空機を除く。）の部品

ハ 半導体製造装置又は半導体製造装置に専ら用いられる部分品

ニ 車載用又は定置用として用いられるリチウムイオン蓄電池又はその製造に使用するために特に設計した装置

ホ ディーゼルエンジン（連続最大出力が七百三十五キロワット以上のものに限る。）、航行の安全の確保の用に供される航海用具（音響測深機に限る。）又は主たる推進力を生み出すプロペラ（直径が千六百ミリメートルを超えるものに限る。）

ヘ 積層セラミックコンデンサ、フィルムコンデンサ、SAW（弾性表面波）フィルタ、BAW（バルク弾性波）フィル

〔新設〕

タ、積層チップインダクター、水晶振動子、水晶共振子、水晶発振子又は巨大磁気抵抗効果若しくはトンネル磁気抵抗効果を利用する磁気センサーの製造に専ら用いられる装置 ト 高度管理医療機器、その附属品及び当該高度管理医療機器又は附属品の部分品 チ 無人航空機 リ 人工衛星若しくはロケット又はこれらの打上げ、追跡管制若しくは利用のために特に設計した装置	二十 集積回路又は半導体素子を動作させ、これらの機能を実現するために特に設計したプログラム（集積回路又は半導体素子を利用した製品（パーソナルコンピュータ又は通信機器を含む。）を動作させるためのプログラムは除く。）を作成する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウエア業又はこれらの用に専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業	二十一 武器、電動機、発電機又は医療用機械器具に用いる永久磁石若しくはその製造に使用するために特に設計した素材の設計若しくは製造のために設計されたプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウエア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウエア業又はこれらの設計若しくは製造に係る情報の処理のために用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業	二十二 可燃性天然ガスの探査又は掘削のために専ら設計されたプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、
--	---	---	--

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの設計若しくは製造に係る情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業

二十三 金属鉱物、金属鉱産物若しくは核原料物資の探鉱、採掘、選鉱若しくは製錬のために専ら設計されたプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの探鉱、採掘、選鉱若しくは精錬に係る情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業

二十四 特定重要物資又はその生産に必要な原材料、部品、設備、機器若しくは装置等のうち、第十八号イからチまで若しくは第十九号イからリまでに掲げる物、集積回路、半導体素子、武器、電動機、発電機若しくは医療用機械器具に用いる永久磁石若しくはその製造に使用するために特に設計した素材、可燃性天然ガス、金属鉱物又は金属鉱産物の調達、在庫又は備蓄に係る情報を扱い、これらの物のサプライチェーンを可視化し、又はサプライチェーンの脆弱性を分析するためのプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア又はこれらの情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業

二十五 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密として管理される非公開の技術情報を扱

業

項に規定する営業秘密として管理される非公開の技術情報を扱

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

うために特に設計されたプログラムを提供する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア又はこれらの情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業

二十六 百万人以上の者の個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第一項に規定する個人情報という。）を扱うために特に設計したプログラムを提供する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業又はこれらの情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業（個人情報保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）第一条に掲げるもの又は第二条各号に掲げる事項を内容とする記述等が含まれるものにあつては、銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。）、銀行持株会社（同条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。）、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）、保険持株会社（同条第十六項に規定する保険持株会社をいう。）、金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）であつて第一種金融商品取引業（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。）若しくは投資運用業（同条第四項に規定する投資運用業をいう。）を行うもの若しくは指定親会社（同法第五十七条の十二第三項に規定する指定親会社をいう。）

〔新設〕

（以下これらのものをこの号において「指定金融機関」という。）又は指定金融機関の子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。）が、指定金融機関等（指定金融機関又はその関係会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十五号に規定する関係会社をいう。）をいう。以下この号において同じ。）に対して提供する場合又は法令に基づき指定金融機関等以外のものに対して提供する割合が一定以下とされている指定金融機関等が当該一定割合以下で当該指定金融機関等以外のものに対して提供する場合若しくは法令に基づき指定金融機関等以外のものに対して提供する割合が定められていない指定金融機関等が主として当該指定金融機関等に提供しつづ当該指定金融機関等以外のものに対して提供する場合に係るものを除く。）

二十七 人工知能及び先端的なロボット関連技術、人工的な方法

による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する以下のいずれかの技術を保有する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア又は細分類三九二―情報処理サービス業

イ 機械学習による学習及びそれによって得られる推論・判断等のアルゴリズム（以下「機械学習アルゴリズム」という。）の実現に必要な電子計算機の演算処理装置の利用（機械学習アルゴリズムの実現を主たる目的としていることが明らかなものに限る。）の効率化に係るプログラムに係るもの

ロ 機械学習アルゴリズムに入力する学習データの整形、分

〔新設〕

類、加工等の効率化に係るプログラム及び他の者の機械学習アルゴリズムの実現に係る研究開発活動を直接効率化・促進するためのプログラム（機械学習アルゴリズムへの入力及び実現に係る研究開発活動の直接効率化・促進を主たる目的としてしていることが明らかなものに限る。）に係るもの

ハ 機械学習アルゴリズムを記述したプログラム及びそれと連携するプログラムに係るもののうち、機械学習アルゴリズムを実現するもの又は機械学習アルゴリズムの出力結果に直接影響を与え、出力結果を高度化させることを主たる目的としていることが明らかなもの

二十八 行政機関（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律2条1項の行政機関に限る。）による利用のために特に設計したシステム又はサービス（当該行政機関により入力された情報を自己又は第三者が取得するものに限る。）のために特に設計されたプログラムを作成する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア又はこれらのシステム若しくはサービスのために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二―情報処理サービス業

二十九 地理空間情報又は地図情報（宇宙空間を含み、以下「地理空間情報等」という。）を扱うシステム又はサービス（自ら収集（測量又は調査を含む）した地理空間情報を利用するものに限る。）のために特に設計したプログラムを作成する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの情報の処理のために専ら用いる情報処理サービス

〔新設〕

〔新設〕

業

三十 以下のいずれかに該当するサービスを提供する細分類三九

二一 情報処理サービス業

イ 所有するサーバーを顧客に貸し出し（データセンター（データの処理を目的としたコンピュータやデータ通信のための装置の設置及び運用に特化した建物又は室をいう。以下この号において同じ。）に設置されたサーバーを顧客にネットワークを介して利用させる場合を含む。）、当該サーバーのインターネットへの接続、保守又は運用その他のサービスを提供するサービス

ロ ネットワークを利用し、データセンターにおけるサーバー、ストレージその他の機器又は設備を利用者の専有又は他の利用者との共用で提供するサービスのうち、システム又はアプリケーションの構築又は提供等の基盤となる機能を提供するサービス

（注） ソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業に属する事業（対内直接投資等に関する命令第三条の二第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（令和二年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第四号）に掲げるこれらの業種に属する事業に該当しないものに限る。）にあつては、別表第三に掲げる業種に属する事業（以下「別表第三事業」という。）に付随して実施し、又は別表第三事業のみを営む親会社（会社法第二条第四号に規定する親会社をいう。以下同じ。）若しくは当該親会社の子会社のうち別表第三事業のみを営むもののために実施するもの（当該事業を営

〔新設〕

〔新設〕

む会社の他のもの（当該会社の関係会社（会社計算規則第二十三条第三項第二十五号に規定する関係会社をいう。）のうち別表第三事業のみを営むもの及び当該事業を営む会社と同じ別表第三事業のみを営む他の会社を除く。以下同じ。）から委託を受けてソフトウェアの開発を行うもの及び他のものが保有するデータを扱う情報処理サービスを提供するものを提供するものを除く。）を除く。

○対内直接投資等に関する命令第三条の二第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（令和二年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第四号）の一部を改正する告示

改 正 後		別表
		別表 「一・二 略」 三 第一号イからニまでに掲げる物を使用するために特に設計したプログラムに関する小分類三九一―ソフトウェア業及びこれらの物を使用するために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二―情報処理サービス業 「四・五 略」 「号を削る。」
改 正 前		別表
		別表 「一・二 同上」 三 第一号イからニまでに掲げる物を使用するために特に設計したプログラムに関する小分類三九一―ソフトウェア業 「四・五 同上」 六 外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の一から一五までの項の中欄に掲げる設計及び製造に係る技術（公知の技術であつて、貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第九号イからニまでに規定する技術のいずれかに該当するものを除く。）を保有する次のイからへまでに掲げる業種 イ 大分類E―製造業 ロ 小分類三九一―ソフトウェア業 ハ 小分類七一一―自然科学研究所 ニ 小分類七四三―機械設計業 ホ 小分類七四四―商品・非破壊検査業 ヘ 小分類七四九―その他の技術サービス業 「同上」 八 金属鉱物（独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六
		別表 「同上」 七 金属鉱物（独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六

年経済産業省令第九号)第二十一条第一項に規定する金属鉱物のうち、同項第四号、第六号、第九号、第十一号から第二十三号まで及び第二十五号から第四十三号までに掲げるものに限る。以下同じ。)又は金属鉱産物(同条第二項に規定するものをいう。以下同じ。)に関する次のイからホまでに掲げる業種

「イ」ホ 略

ハ) 〔略〕

九) 〔略〕

イ 〔略〕

ロ 半導体素子若しくは集積回路の製造のために専ら用いられる半導体部素材(半導体の製造工程において用いられる物資又はその部分品若しくは素材等(未加工の原料又は物資を除く。以下この号において同じ。)をいう。)又は半導体製造装置(半導体素子又は集積回路の製造、測定若しくは分析の用に供されるダイシングソー、ウエハプロバー、電子顕微鏡その他専らこれらの用に供される細分類二六七一―半導体製造装置製造業、小分類二七三―計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業及び小分類二九七―電気計測器製造業を含む。以下同じ。)若しくは半導体製造装置に専ら用いられる部分品若しくは素材等

ハ 車載用(駆動用動力源としての用途に限る。以下同じ。)

又は定置用として用いられるリチウムイオン蓄電池の製造に使用するために特に設計した部分品、素材又は装置

ニ 積層セラミックコンデンサ、フィルムコンデンサ、SAW(弾性表面波)フィルタ、BAW(バルク弾性波)フィルタ、積層チップインダクター、水晶振動子、水晶共振子、水

年経済産業省令第九号)第二十一条第一項に規定する金属鉱物のうち、同項第四号、第六号、第九号、第十一号から第二十三号まで及び第二十五号から第四十三号までに掲げるものに限る。以下同じ。)又は金属鉱産物(同条第二項に規定するものをいう。)に関する次のイからホまでに掲げる業種

「イ」ホ 同上

九) 〔同上〕

十) 〔同上〕

イ 〔同上〕

ロ 半導体素子若しくは集積回路の製造のために専ら用いられる半導体部素材(半導体の製造工程において用いられる物資又はその部分品若しくは素材等(未加工の原料又は物資を除く。以下この号において同じ。)をいう。)又は半導体製造装置(半導体素子又は集積回路の製造、測定又は分析の用に供されるダイシングソー、ウエハプロバー、電子顕微鏡その他専らこれらの用に供される細分類二六七一―半導体製造装置製造業、小分類二七三―計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業及び小分類二九七―電気計測器製造業を含む。以下同じ。)若しくは半導体製造装置に専ら用いられる部分品若しくは素材等

ハ 車載用(駆動用動力源としての用途に限る。以下同じ。)

として用いられるリチウムイオン蓄電池の製造に使用するために特に設計した部分品、素材又は装置

ニ 積層セラミックコンデンサ、フィルムコンデンサ、SAW(弾性表面波)フィルタ、BAW(バルク弾性波)フィルタ、積層チップインダクター、水晶振動子、水晶共振子又は

晶発振子又は巨大磁気抵抗効果若しくはトンネル磁気抵抗効果を利用する磁気センサーの製造に専ら用いられる部分品、素材等又は装置

ホ 「略」

十 「略」

「イゝハ 略」

ニ 総トン数百九十トン以上の船舶の船体（当該船体を構成する船体ブロックを含む。）

「十一ゝ三十二 略」

三十三 細分類二八九九―その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業（SAW（弾性表面波）フィルタ、BAW（バルク弾性波）フィルタ、水晶振動子、水晶共振子、水晶発振子又は巨大磁気抵抗効果若しくはトンネル磁気抵抗効果を利用する磁気センサーの製造業に限る。）

「三十四・三十五 略」

三十六 「略」

三十七 「略」

三十八 中分類三三一電気業（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者（需要に応じ供給する電力量の合計が年間五億キロワット以上である者に限る。）、同項第九号に規定する一般送配電事業者、同項第十一号に規定する送電事業者、同項第十一号の三に規定する配電事業者、同項第十五号に規定する発電事業者（出力五万キロワット以上の発電等用電気工作物（同項第五号ロに規定する発電等用電気工作物をいう。）を有する者に限る。）及び同項第十五号の四に規定する特定卸供給事業者（電気の供給能力

水晶発振子の製造に専ら用いられる部分品、素材等又は装置

ホ 「同上」

十一 「同上」

「イゝハ 同上」

「新設」

「十二ゝ三十三 同上」

三十四 細分類二八九九―その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業（SAW（弾性表面波）フィルタ、BAW（バルク弾性波）フィルタ、水晶振動子、水晶共振子、水晶発振子の製造業に限る。）

「三十五・三十六 同上」

「三十七 同上」

三十八 「同上」

三十九 中分類三三一電気業（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者、同項第十一号に規定する送電事業者、同項第十一号の三に規定する配電事業者、同項第十五号に規定する発電事業者（出力五万キロワット以上の発電等用電気工作物（同項第五号ロに規定する発電等用電気工作物をいう。）を有する者に限る。）及び同項第十五号の四に規定する特定卸供給事業者（電気の供給能力を有する者（同項第十五号に規定する発電事業者を除く。）から集約する電気の出力の合計が五万キロワット以上である者

を有する者（同項第十五号に規定する発電事業者を除く。）から集約する電気の出力の合計が五万キロワット以上である者に限る。）に限る。）

三十九 中分類三四―ガス業（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第三項に規定するガス小売事業者（ガスの供給量が年間五十億メガジュール以上である者に限る。））、同条第六項に規定する一般ガス導管事業者、同条第八項に規定する特定ガス導管事業者及び同条第十項に規定するガス製造事業者に限る。）

〔四十・四十一 略〕

四十二 〔略〕

〔イゝハ 略〕

ニ システム及び端末等のサイバーセキュリティを確保することを目的として、システム及び端末等に対し、当該システム及び端末等とは別のシステム及び端末等から管理（機器構成の変更又は情報の収集等を含む。）を行うソフトウェア・サービス

〔ホ・ヘ 略〕

四十三 第十一号、第十二号、第十五号、第三十八号から第四十一号まで、第四十六号から第四十八号まで及び第五十一号に掲げるものに係る事業に係るサービスを提供するために必要なシステムのために特に設計したプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業若しくは細分類四〇一三―インターネット利用サポート業又はこれらの事業のために専ら用いる情報処理サービス若しくはインターネ

に限る。）に限る。）

四十 中分類三四―ガス業（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第六項に規定する一般ガス導管事業者、同条第八項に規定する特定ガス導管事業者及び同条第十項に規定するガス製造事業者に限る。）

〔四十一・四十二 同上〕

四十三 〔同上〕

〔イゝハ 同上〕

ニ システム及び端末等に対し、当該システム及び端末等とは別のシステム及び端末等から管理（機器構成の変更又は情報の収集等を含む。）を行うソフトウェア・サービス

〔ホ・ヘ 同上〕

四十四 第十二号、第十三号、第十六号、第三十九号から第四十二号まで、第四十七号から第四十九号まで及び第五十二号に掲げるものに係る事業に係るサービスを提供するために必要なシステムのために特に設計したプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業若しくは細分類四〇一三―インターネット利用サポート業又はこれらの事業のために専ら用いるための情報処理サービス若しくはイン

ット利用サポートサービスを提供する細分類三九二―情報処理サービス業若しくはインターネット利用サポート業

四十四 百万人以上の者の個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第一項に規定する個人情報をいう。）であつて次に掲げるものを扱うために特に設計したプログラムを提供する細分類三九二―受託開発ソフトウェア業、細分類三九二―組込みソフトウェア業、細分類三九一―パッケージソフトウェア業若しくは細分類四〇一―インターネット利用サポート業又はこれらの情報の処理のために専ら用いる情報処理サービス若しくはインターネット利用サポートサービスを提供する細分類三九二―情報処理サービス業若しくはインターネット利用サポート業（ロに該当するものにあつては、銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。）、銀行持株会社（同条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。）、保険会社（保険業法（平成七年法律第五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）、保険持株会社（同条第十六項に規定する保険持株会社をいう。）、金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）であつて第一種金融商品取引業（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。）若しくは投資運用業（同条第四項に規定する投資運用業をいう。）を行うもの若しくは指定親会社（同法第五十七条の十二第三項に規定する指定親会社をいう。）（以下これらのものをこの号において「指定金融機関」という。）又は指定金融機関の子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子

ターネット利用サポートサービスを提供する細分類三九二―情報処理サービス業若しくはインターネット利用サポート業

四十五 百万人以上の者の個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第一項に規定する個人情報をいう。）であつて次に掲げるものを扱うために特に設計したプログラムを作成する細分類三九二―受託開発ソフトウェア業、細分類三九二―組込みソフトウェア業、細分類三九一―パッケージソフトウェア業若しくは細分類四〇一―インターネット利用サポート業又はこれらの情報の処理のために専ら用いる情報処理サービス若しくはインターネット利用サポートサービスを提供する細分類三九二―情報処理サービス業若しくはインターネット利用サポート業（ロに該当するものにあつては、銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。）、銀行持株会社（同条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。）、保険会社（保険業法（平成七年法律第五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）、保険持株会社（同条第十六項に規定する保険持株会社をいう。）、金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）であつて第一種金融商品取引業（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。）若しくは投資運用業（同条第四項に規定する投資運用業をいう。）を行うもの若しくは指定親会社（同法第五十七条の十二第一項に規定する指定親会社をいう。）（以下これらのものをこの号において「指定金融機関」という。）又は指定金融機関の子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子

会社をいう。以下この号において同じ。）が、指定金融機関等（指定金融機関又はその関係会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十五号に規定する関係会社をいう。）をいう。以下この号において同じ。）に対して提供する場合又は法令に基づき指定金融機関等以外のものに対して提供する場合が一定以下とされている指定金融機関等が当該一定割合以下で当該指定金融機関等以外のものに対して提供する場合若しくは法令に基づき指定金融機関等以外のものに対して提供する場合が定められていない指定金融機関等が主として当該指定金融機関等に提供しつつ当該指定金融機関等以外のものに対して提供する場合に係るものを除く。）

「イゝハ 略」

〔四十五〕五十 略

五十一 細分類九二九九―他に分類されないその他の事業サービス業（液化石油ガス充てん業及び液化石油ガスの貯蔵を行う事業に係るものであって、石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第十四条の規定に基づき指定された特定石油ガス輸入業者等に限る。）

備考 「略」

会社をいう。）が、指定金融機関等（指定金融機関又はその関係会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十五号に規定する関係会社をいう。）をいう。以下この号において同じ。）に対して提供する場合又は法令に基づき指定金融機関等以外のものに対して提供する場合が一定以下とされている指定金融機関等が当該一定割合以下で当該指定金融機関等以外のものに対して提供する場合若しくは法令に基づき指定金融機関等以外のものに対して提供する場合が定められていない指定金融機関等が主として当該指定金融機関等に提供しつつ当該指定金融機関等以外のものに対して提供する場合に係るものを除く。）

「イゝハ 同上」

〔四十六〕五十一 同上

五十二 細分類九二九九―他に分類されないその他の事業サービス業（石油ガス充てん業及び石油ガスの貯蔵を行う事業に係るものであって、石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第十四条の規定に基づき指定された特定石油ガス輸入業者等に限る。）

備考 「同上」

○対内直接投資等に関する命令第三条第一項及び第四条第二項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（平成二十九年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第三号）の一部を改正する告示

改 正 後		改 正 前	
別表		別表	
一 「略」		一 「同上」	
イ 「略」		イ 「同上」	
ロ 航空機（無人航空機（人が乗ることのできない航空機であつて、大きさ又は重量を問わず、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるものをいう。以下同じ。）を含む。		ロ 航空機（無人航空機（人が乗ることのできない航空機であつて、大きさ又は重量を問わず、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるものをいう。）を含む。）	
ハ 人工衛星（地球を回る軌道の外に打ち上げられる飛しょう体及び天体上に置かれる人工の物体を含む。以下同じ。）		ハ 人工衛星（地球を回る軌道の外に打ち上げられる飛しょう体及び天体上に置かれる人工の物体を含む。）	
ロケット若しくはこれらの打上げ、追跡管制若しくは利用のために特に設計した装置又は推進薬若しくはその原料		ロケット若しくはこれらの打上げ、追跡管制若しくは利用のために特に設計した装置又は推進薬若しくはその原料	
「二・ホ 略」		「二・ホ 同上」	
二 「略」		二 「同上」	
三 第一号イからニまでに掲げる物を使用するために特に設計したプログラムに関する小分類三九一―ソフトウェア業及びこれらの物を使用するために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二―情報処理サービス業		三 第一号イからニまでに掲げる物を使用するために特に設計したプログラムに関する小分類三九一―ソフトウェア業	
「四く六 略」		「四く六 同上」	
「号を削る。」		七 外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の一から一五までの項の中欄に掲げる設計及び製造に係る技術（公知の技術であつて、貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第九号イからニまでに規定する技術のいずれかに該当するものを除く。）を保有する次の	

七
〔略〕

八 細分類四〇一三―インターネット利用サポート業（ただし、対内直接投資等に関する命令第四条の三第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（令和二年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第五号）に掲げる業種に該当するインターネット利用サポート業に属する事業以外にあつては、対内直接投資等に関する命令第三条第三項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（平成二十六年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号）別表第三に掲げる業種に属する事業（以下この号において「別表第三事業」という。）に付随して実施し、又は別表第三事業のみを営む親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号に規定する親会社をいう。以下この号において同じ。）若しくは当該親会社の子会社（同法第二条第三号に規定する子会社をいう。）のうち別表第三事業のみを営むものために実施するインターネット利用サポート業に属する事業（当該事業を営む会社の他のもの（当該会社の関係会社（会社

イからへまでに掲げる業種

イ 大分類E―製造業

ロ 小分類三九―ソフトウェア業

ハ 小分類七一―自然科学研究所

ニ 小分類七四三―機械設計業

ホ 小分類七四四―商品・非破壊検査業

ヘ 小分類七四九―その他の技術サービス業

八
〔同上〕

九 細分類三九一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業、細分類三九二―情報処理サービス業及び細分類四〇一三―インターネット利用サポート業（ただし、対内直接投資等に関する命令第四条の三第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（令和二年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第五号）に掲げる業種に該当する受託開発ソフトウェア業、組込みソフトウェア業、パッケージソフトウェア業、情報処理サービス業又はインターネット利用サポート業に属する事業以外にあつては、対内直接投資等に関する命令第三条第三項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（平成二十六年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号）別表第三に掲げる業種に属する事業（以下この号において「別表第三事業」という。）に付随して実施し、又は別表第三事業のみを営む親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号に規定する親会

計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十五号に規定する関係会社をいう。）のうち別表第三事業のみを営むもの及び当該別表第三事業のみを営む他の会社を除く。）から委託を受けてインターネット利用サポート業を提供するものを除く。）を除く。）

九 金属鉱物（独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第九号）第二十一条第一項に規定する金属鉱物のうち、同項第四号、第六号、第九号、第十一号から第二十三号まで及び第二十五号から第四十三号までに掲げるものに限る。以下同じ。）又は金属鉱産物（同条第二項に規定するものをいう。以下同じ。）に関する次のイからホまでに掲げる業種

「イ ホ 略」

十 車載用（駆動用動力源としての用途に限る。以下同じ。）又は定置用として用いられるリチウムイオン蓄電池の製造に使用するために特に設計した部分品、素材又は装置

十一 「略」

社をいう。以下この号において同じ。）若しくは当該親会社の子会社（同法第二条第三号に規定する子会社をいう。）のうち別表第三事業のみを営むもののために実施する受託開発ソフトウェア業、組込みソフトウェア業、パッケージソフトウェア業、情報処理サービス業又はインターネット利用サポート業に属する事業（当該事業を営む会社の他のもの（当該会社の関係会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十五号に規定する関係会社をいう。）のうち別表第三事業のみを営むもの及び当該別表第三事業のみを営む他の会社を除く。以下この号において同じ。）から委託を受けてソフトウェアの開発を行うもの、他のものが保有するデータを扱う情報処理サービスを提供するもの及び他のものから委託を受けてインターネット利用サポート業を提供するものを除く。）を除く。）

十 金属鉱物（独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第九号）第二十一条第一項に規定する金属鉱物のうち、同項第四号、第六号、第九号、第十一号から第二十三号まで及び第二十五号から第四十三号までに掲げるものに限る。）又は金属鉱産物（同条第二項に規定するものをいう。）に関する次のイからホまでに掲げる業種

「イ ホ 同上」

十一 車載用（駆動用動力源としての用途に限る。）又は定置用として用いられるリチウムイオン蓄電池の製造に使用するために特に設計した部分品、素材又は装置

十二 「同上」

イ 〔略〕

ロ 半導体素子若しくは集積回路の製造のために専ら用いられる半導体部素材（半導体の製造工程において用いられる物資又はその部分品若しくは素材等（未加工の原料又は物資を除く。以下同じ。）をいう。以下同じ。）又は半導体製造装置（半導体素子又は集積回路の製造、測定若しくは分析の用に供されるダイシングソー、ウエハプロパー、電子顕微鏡その他専らこれらの用に供される細分類二六七一―半導体製造装置製造業、小分類二七三―計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業及び小分類二九七―電気計測器製造業を含む。以下同じ。）若しくは半導体製造装置に専ら用いられる部分品若しくは素材等

ハ 車載用又は定置用として用いられるリチウムイオン蓄電池の製造に使用するために特に設計した部分品、素材又は装置

ニ 積層セラミックコンデンサ、フィルムコンデンサ、SAW（弾性表面波）フィルタ、BAW（バルク弾性波）フィルタ、積層チップインダクター、水晶振動子、水晶共振子、水晶発振子又は巨大磁気抵抗効果若しくはトンネル磁気抵抗効果を利用する磁気センサーの製造に専ら用いられる部分品、素材等又は装置

〔ホ・ヘ 略〕

十二 〔略〕

〔イゝハ 略〕

ニ 総トン数百九十トン以上の船舶の船体（当該船体を構成する船体ブロックを含む。）

イ 〔同上〕

ロ 半導体素子若しくは集積回路の製造のために専ら用いられる半導体部素材（半導体の製造工程において用いられる物資又はその部分品若しくは素材等（未加工の原料又は物資を除く。以下この号において同じ。）をいう。）又は半導体製造装置（半導体素子又は集積回路の製造、測定又は分析の用に供されるダイシングソー、ウエハプロパー、電子顕微鏡その他専らこれらの用に供される細分類二六七一―半導体製造装置製造業、小分類二七三―計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業及び小分類二九七―電気計測器製造業を含む。）若しくは半導体製造装置に専ら用いられる部分品若しくは素材等

ハ 車載用（駆動用動力源としての用途に限る。）又は定置用として用いられるリチウムイオン蓄電池の製造に使用するために特に設計した部分品、素材又は装置

ニ 積層セラミックコンデンサ、フィルムコンデンサ、SAW（弾性表面波）フィルタ、BAW（バルク弾性波）フィルタ、積層チップインダクター、水晶振動子、水晶共振子又は水晶発振子の製造に専ら用いられる部分品、素材等又は装置

〔ホ・ヘ 同上〕

十三 〔同上〕

〔イゝハ 同上〕

〔新設〕

〔十三〕三十略

三十一 細分類二八九九―その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業（SAW（弾性表面波）フィルタ、BAW（バルク弾性波）フィルタ、水晶振動子、水晶共振子、水晶発振子又は巨大磁気抵抗効果若しくはトンネル磁気抵抗効果を利用する磁気センサーの製造業に限る。）

〔三十二・三十三〕略

三十四 細分類二九五―蓄電池製造業（車載用（駆動用動力源としての用途に限る。）又は定置用として用いられるリチウムイオン蓄電池の製造業に限る。）

〔三十五〕三十八略

三十九 〔略〕

イ 塩化カリウム（純粋であるかないかを問わないものとし、肥料の用途に係るものに限る。以下同じ。）

ロ オルトりん酸水素ニアンモニウム（りん酸ニアンモニウム）及びオルトリン酸二水素アンモニウム（りん酸一アンモニウム）（純粋であるかないかを問わない。以下同じ。）並びにこれらの混合物（肥料の用途に係るものに限る。）

四十 細分類三九二―情報処理サービス業であつて、以下のいずれかに該当するサービス（これらのサービスを包含する複合的なサービスを含む。）のために専ら用いる情報処理サービスを提供する事業又はこれらの事業のために特に設計したプログラムに係る細分類三九一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九二―組込みソフトウェア業、細分類三九三―パッケージソフトウェア業に属する事業

イ システム若しくはソフトウェアについてのサイバーセキュ

〔十四〕三十一 同上

三十二 細分類二八九九―その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業（SAW（弾性表面波）フィルタ、BAW（バルク弾性波）フィルタ、水晶振動子、水晶共振子又は水晶発振子の製造業に限る。）

〔三十三・三十四〕同上

三十五 細分類二九五―蓄電池製造業（車載用（駆動用動力源としての用途に限る。）又は定置用として用いられるリチウムイオン蓄電池の製造業に限る。）

〔三十六〕三十九 同上

四十 〔同上〕

イ 塩化カリウム（純粋であるかないかを問わないものとし、肥料の用途に係るものに限る。）

ロ オルトりん酸水素ニアンモニウム（りん酸ニアンモニウム）及びオルトリン酸二水素アンモニウム（りん酸一アンモニウム）（純粋であるかないかを問わない。）並びにこれらの混合物（肥料の用途に係るものに限る。）

〔新設〕

リティを確保するための監視サービス又はシステム若しくはソフトウェア等の適切な運用について、サイバーセキュリティに関する事象若しくはその予兆の検知、防御を目的とするサービス若しくはセキュリティ製品が出力するログの分析、通知若しくはレポート提供を継続的に提供するサービス

ロ システム又はソフトウェア等の脆弱性に関する知見を有する者によるシステム又はソフトウェア等の脆弱性の診断を行うサービス

ハ 機器若しくは記録デバイスを対象に行われる、システム若しくはソフトウェア等の資源及び環境の不正使用等又はそれに至るための行為等への対応等に際し、電磁的記録の証拠保全、調査及び分析並びに電磁的記録の改ざん等についての分析並びに情報収集等を行う一連の科学的調査手法及び技術を用いた調査並びにそれに付帯するサービス

ニ システム及び端末等のサイバーセキュリティを確保することを目的として、システム及び端末等に対し、当該システム及び端末等とは別のシステム及び端末等から管理（機器構成の変更又は情報の収集等を含む。）を行うソフトウェア・サービス

ホ システム及び端末等において、不正アクセス、マルウェア感染又はフィッシングへの防御を行うためのセキュリティ対策ソフトウェア・サービス

ヘ 日本語入力ソフトウェア・サービス（入力内容を外部サーバーに送信して変換を行うものに限る。）

四十一 対内直接投資等に関する命令第三条の二第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件

〔新設〕

（令和二年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第四号）別表第十一号、第十二号、第十五号、第三十八号から第四十一号まで、第四十六号から第四十八号まで及び第五十一号に掲げるものに係る事業に係るサービスを提供するために必要なシステムのために特に設計したプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの事業のために専ら用いる情報処理サービス若しくはインターネット利用サポートサービスを提供する細分類三九二―情報処理サービス業

四十二 次のイ又はロに掲げる発電等用電気工作物（電気事業法

（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第五号ロに規定する発電等用電気工作物をいう。出力五万キロワット未満のものに限る。）の区分に応じ、それぞれ次に定めるシステム又は設備のために特に設計したプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらのシステム又は機器のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二―情報処理サービス業

イ 事業用電気工作物（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三十八条第二項に規定する事業用電気工作物をいう。ロにおいて同じ。）（小規模事業用電気工作物（同条第三項に規定する小規模事業用電気工作物をいう。ロにおいて同じ。）を除く。）に該当する発電等用電気工作物 当該発電等用電気工作物を監視又は制御する機能を有するシステム

〔新設〕

（これらのシステムに付随するネットワークを含む。）

ロ 事業用電気工作物（小規模事業用電気工作物に限る。）又は一般用電気工作物（同法第三十八条第一項に規定する一般用電気工作物をいう。）に該当する発電等用電気工作物当該発電等用電気工作物（再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第二項に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。）に該当するものに限る。）が採用する通信機能を有する制御システムのうち、インターネッ
トプロトコルを用いる機器

四十三 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の

推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項に規定する特定社会基盤事業者に対し、以下のいずれかを提供する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組み込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又は細分類三九二一―情報処理サービス業
イ 特定重要設備（同項に規定する特定重要設備をいう。ハにおいて同じ。）

ロ 特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラム（同法第五十二条第二項第二号ハに規定する主務省令で定める設備、機器、装置又はプログラムをいう。）

ハ 特定重要設備の重要維持管理等（同条第一項に規定する重要維持管理等をいう。）に係るサービス（特定重要設備の重要維持管理等の再委託を受けたものが提供するサービスを含む。）

四十四 小分類四二一―鉄道業（鉄道事業法施行規則（昭和六十

〔新設〕

〔新設〕

二年運輸省令第六号)第三十六条の三第二項(軌道法施行規則(大正十二年内務省・鉄道省令)第三十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定に基づき国土交通大臣が定める鉄道事業者及び軌道経営者が営むものに限る。)に係る事業に係るサービスを提供するために必要なシステム(その機能が停止し、又は低下した場合に輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれ又は国民生活に多大な影響を及ぼすおそれが生ずるものに限る。)のために特に設計されたプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの事業のために専ら用いるための情報処理サービスを提供する細分類三九二―情報処理サービス業

四十五 クラウドサービス(インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて電子計算機を他人の情報処理の用に供する役務をいう。)に用いるものであつて、以下のいずれかに該当する技術を保有する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又は細分類三九二―情報処理サービス業

イ サーバー、ストレージその他のハードウェアをソフトウェアにより分割し、又は統合して仮想的な実行環境を提供するもの

ロ 暗号鍵の生成又は管理に係るもの

ハ 主体の認証、アクセス権限の管理又は情報の利用の制御に係るもの

四十六 特定重要物資(経済施策を一体的に講ずることによる安

〔新設〕

〔新設〕

全保障の確保の推進に関する法律第七条に規定する特定重要物資をいう。以下同じ。）又はその生産に必要な原材料、部品、設備、機器若しくは装置等のうち、次に掲げる物の設計又は製造のために専ら設計されたプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの設計若しくは製造に係る情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業

イ 日本標準商品分類の分類番号八七 六の病原生物に対する医薬品及び当該医薬品に係る医薬品中間物

ロ 次に掲げる物（肥料の用途に係るものに限る。）

(1) 塩化カリウム

(2) オルトりん酸水素二アンモニウム（りん酸二アンモニウム）若しくはオルトリん酸二水素アンモニウム（りん酸一アンモニウム）又はこれらの混合物

ハ 数値制御を行うことができる金属工作機械の製造又は補修の用に供される鋳物の代替素材（ミネラルキャストに限る。）、ボールねじ、リニアガイド又はリニアスケール

ニ 半導体素子若しくは集積回路、これらの製造のために専ら用いられる半導体部素材、半導体製造装置に専ら用いられる素材等、半導体製造用のヘリウム、希ガス、りん化合物若しくはふつ化水素酸、電子回路基板又は電子回路実装基板

ホ 車載用又は定置用として用いられるリチウムイオン蓄電池又はその製造に使用するために特に設計した部分品若しくは素材

ヘ デーゼルエンジン（連続最大出力が七百三十五キロワット以上かつ二サイクルのものに限る。）に用いられるクランクシャフト又は総トン数百九十トン以上の船舶の船体（当該船体を構成する船体ブロックを含む。）

ト 積層セラミックコンデンサ、フィルムコンデンサ、SAW（弾性表面波）フィルタ、BAW（バルク弾性波）フィルタ、積層チップインダクター、水晶振動子、水晶共振子、水晶発振子若しくは巨大磁気抵抗効果若しくはトンネル磁気抵抗効果を利用する磁気センサー又はこれらの製造に専ら用いられる部分品若しくは素材等

チ 人工衛星又はロケットの打上げのために特に設計した推進薬又はその原料

四十七 特定重要物資又はその生産に必要な原材料、部品、設備、機器若しくは装置等のうち、次に掲げる物の設計、製造又は使用のために専ら設計されたプログラムを作成する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア又はこれらの設計、製造若しくは使用に係る情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一一―情報処理サービス業

イ 数値制御を行うことができる金属工作機械若しくは主として工業製品の製造の用に供される産業用ロボット又はこれらの製造若しくは補修の用に供される減速機、サーボ機構、数値制御装置若しくはプログラマブルロジックコントローラ

ロ 航空機（無人航空機を除く。）の部品

ハ 半導体製造装置又は半導体製造装置に専ら用いられる部分

〔新設〕

品

ニ 車載用又は定置用として用いられるリチウムイオン蓄電池又はその製造に使用するために特に設計した装置

ホ ディーゼルエンジン（連続最大出力が七百三十五キロワット以上のものに限る。） 、 航行の安全の確保の用に供される航海用具（音響測深機に限る。） 又は主たる推進力を生み出すプロペラ（直径が千六百ミリメートルを超えるものに限る。）

ヘ 積層セラミックコンデンサ、フィルムコンデンサ、SAW（弾性表面波）フィルタ、BAW（バルク弾性波）フィルタ、積層チップインダクタ、水晶振動子、水晶共振子、水晶発振子又は巨大磁気抵抗効果若しくはトンネル磁気抵抗効果を利用する磁気センサーの製造に専ら用いられる装置

ト 高度管理医療機器、その附属品及び当該高度管理医療機器又は附属品の部分品

チ 無人航空機

リ 人工衛星若しくはロケット又はこれらの打上げ、追跡管制若しくは利用のために特に設計した装置

四十八 集積回路又は半導体素子を動作させ、これらの機能を実現するために特に設計したプログラム（集積回路又は半導体素子を利用した製品（パーソナルコンピュータ又は通信機器を含む。）を動作させるためのプログラムは除く。）を作成する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの用に専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業

「新設」

四十九 武器、電動機、発電機又は医療用機械器具に用いる永久磁石若しくはその製造に使用するために特に設計した素材の設計若しくは製造のために設計されたプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの設計若しくは製造に係る情報の処理のために用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業

〔新設〕

五十 可燃性天然ガスの探査又は掘削のために専ら設計されたプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの設計若しくは製造に係る情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業

〔新設〕

五十一 金属鉱物、金属鉱産物若しくは核原料物資の探鉱、採掘、選鉱若しくは製錬のために専ら設計されたプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの探鉱、採掘、選鉱若しくは精錬に係る情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業

〔新設〕

五十二 特定重要物資又はその生産に必要な原材料、部品、設備、機器若しくは装置等のうち、第四十六号イからチまで若しくは第四十七号イからリまでに掲げる物、集積回路、半導体素子、武器、電動機、発電機若しくは医療用機械器具に用いる永久磁石若しくはその製造に使用するために特に設計した素材、

可燃性天然ガス、金属鉱物又は金属鉱産物の調達、在庫又は備蓄その他のサプライチェーンに係る情報を扱い、これらの物のサプライチェーンを可視化し、又は脆弱性を分析するためのプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア又はこれらの情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業

五十三 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密として管理される非公開の技術情報を扱うために特に設計されたプログラムを提供する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア又はこれらの情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業

五十四 百万人以上の者の個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第一項に規定する個人情報をいう。）を扱うために特に設計したプログラムを提供する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業（個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）第一条に掲げるもの又は第二条各号に掲げる事項を内容とする記述等が含まれるものにあつては、銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をい

〔新設〕

〔新設〕

う。）、銀行持株会社（同条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。）、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）、保険持株会社（同条第十六項に規定する保険持株会社をいう。）、金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）であつて第一種金融商品取引業（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。）若しくは投資運用業（同条第四項に規定する投資運用業をいう。）を行うもの若しくは指定親会社（同法第五十七条の十二第三項に規定する指定親会社をいう。）（以下これらのものをこの号において「指定金融機関」という。）又は指定金融機関の子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。）が、指定金融機関等（指定金融機関又はその関係会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十五号に規定する関係会社をいう。）をいう。以下この号において同じ。）に対して提供する場合又は法令に基づき指定金融機関等以外のものに対して提供する割合が一定以下とされている指定金融機関等が当該一定割合以下で当該指定金融機関等以外のものに対して提供する割合若しくは法令に基づき指定金融機関等以外のものに対して提供する割合が定められていない指定金融機関等が主として当該指定金融機関等に提供しつつ当該指定金融機関等以外のものに対して提供する場合に係るものを除く。）

五十五 人工知能及び先端的なロボット関連技術 人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方

〔新設〕

法により実現した当該機能の活用に関する以下のいずれかの技術を保有する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア又は細分類三九二―情報処理サービス業

イ 機械学習による学習及びそれによつて得られる推論・判断等のアルゴリズム（以下「機械学習アルゴリズム」という。）の実現に必要な電子計算機の演算処理装置の利用（機械学習アルゴリズムの実現を主たる目的としていることが明らかなるものに限る。）の効率化に係るプログラムに係るもの

ロ 機械学習アルゴリズムに入力する学習データの整形、分類、加工等の効率化に係るプログラム及び他の者の機械学習アルゴリズムの実現に係る研究開発活動を直接効率化・促進するためのプログラム（機械学習アルゴリズムへの入力及び実現に係る研究開発活動の直接効率化・促進を主たる目的としていることが明らかなるものに限る。）に係るもの

ハ 機械学習アルゴリズムを記述したプログラム及びそれと連携するプログラムに係るもののうち、機械学習アルゴリズムを実現するもの又は機械学習アルゴリズムの出力結果に直接影響を与え、出力結果を高度化させることを主たる目的としていることが明らかなるもの

五十六 行政機関（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律2条1項の行政機関に限る。）による利用のために特に設計したシステム又はサービス（当該行政機関により入力された情報を自己又は第三者が取得するものに限る。）のために特に設計されたプログラムを作成する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細

〔新設〕

分類三九一三―パッケージソフトウェア又はこれらのシステム若しくはサービスのために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二―情報処理サービス業

五十七 地理空間情報又は地図情報（宇宙空間を含み、以下「地理空間情報等」という。）を扱うシステム又はサービス（自ら収集（測量又は調査を含む）した地理空間情報を利用するものに限る）のために特に設計したプログラムを作成する細分類三九一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの情報の処理のために専ら用いる情報処理サービス業

五十八 以下のいずれかに該当するサービスを提供する細分類三九二―情報処理サービス業

イ 所有するサーバーを顧客に貸し出し（データセンター（データの処理を目的としたコンピュータやデータ通信のための装置の設置及び運用に特化した建物又は室をいう。以下この号において同じ。）に設置されたサーバーを顧客にネットワークを介して利用させる場合を含む。）、当該サーバーのインターネットへの接続、保守又は運用その他のサービスを提供するサービス

ロ ネットワークを利用し、データセンターにおけるサーバー、ストレージその他の機器又は設備を利用者の専有又は他の利用者との共用で提供するサービスのうち、システム又はアプリケーションの構築又は提供等の基盤となる機能を提供するサービス

（注） ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業又はインターネット利用サポート業に属する事業（対内直接投資等に関する

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

る命令第四条の三第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所
管大臣が定める業種を定める件（令和二年内閣府、総務省、財
務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国
土交通省、環境省告示第四号）に掲げるこれらの業種に属する
事業に該当しないものに限る。）にあつては、対内直接投資等
に関する命令第三条第三項の規定に基づき財務大臣及び事業所
管大臣が定める業種を定める件（平成二十六年内閣府、総務
省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業
省、国土交通省、環境省告示第一号）別表第三に掲げる業種に
属する事業（以下「別表第三事業」という。）に付随して実施
し、又は別表第三事業のみを営む親会社（会社法第二条第四号
に規定する親会社をいう。以下同じ。）若しくは当該親会社の
子会社のうち別表第三事業のみを営むものために実施するも
の（当該事業を営む会社の他のもの（当該会社の関係会社（会
社計算規則第二条第三項第二十五号に規定する関係会社をい
う。）のうち別表第三事業のみを営むもの及び当該事業を営む
会社と同じ別表第三事業のみを営む他の会社を除く。以下同
じ。）から委託を受けてソフトウェアの開発を行うもの、他の
ものが保有するデータを扱う情報処理サービスを提供するもの
及びインターネット利用サポート業を提供するものを除く。）
を除く。

備考 「略」

備考 「同上」

○対内直接投資等に関する命令第四条の三第二項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（令和二年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第五号）の一部を改正する告示

改正後		別表
		別表 「一・二 略」 三 第一号イからニまでに掲げる物を使用するために特に設計したプログラムに関する小分類三九一―ソフトウェア業及びこれらの物を使用するために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二―情報処理サービス業 「四・五 略」 「号を削る。」
改正前		別表
		別表 「一・二 同上」 三 第一号イからニまでに掲げる物を使用するために特に設計したプログラムに関する小分類三九一―ソフトウェア業 「四・五 同上」 六 外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の一から一五までの項の中欄に掲げる設計及び製造に係る技術（公知の技術であつて、貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第九号イからニまでに規定する技術のいずれかに該当するものを除く。）を保有する次のイからへまでに掲げる業種 イ 大分類E―製造業 ロ 小分類三九一―ソフトウェア業 ハ 小分類七一一―自然科学研究所 ニ 小分類七四三―機械設計業 ホ 小分類七四四―商品・非破壊検査業 ヘ 小分類七四九―その他の技術サービス業 七 金属鉱物（独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第九号）第二十一条第一項に規定する金属鉱物のう

ち、同項第四号、第六号、第九号、第十一号から第二十三号まで及び第二十五号から第四十三号までに掲げるものに限る。以下同じ。）又は金属鉱産物（同条第二項に規定するものをいう。以下同じ。）に関する次のイからホまでに掲げる業種

「イホ 略」

七 「略」

八 「略」

イ 「略」

ロ 半導体素子若しくは集積回路の製造のために専ら用いられる半導体部素材（半導体の製造工程において用いられる物資又はその部分品若しくは素材等（未加工の原料又は物資を除く。以下この号において同じ。）をいう。）又は半導体製造装置（半導体素子又は集積回路の製造、測定若しくは分析の用に供されるダイシングソー、ウエハプロパー、電子顕微鏡その他専らこれらの用に供される細分類二六七一―半導体製造装置製造業、小分類二七三―計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業及び小分類二九七―電気計測器製造業を含む。以下同じ。）若しくは半導体製造装置に専ら用いられる部分品若しくは素材等

ハ 車載用（駆動用動力源としての用途に限る。以下同じ。）又は定置用として用いられるリチウムイオン蓄電池の製造に使用するために特に設計した部分品、素材又は装置

ニ 積層セラミックコンデンサ、フィルムコンデンサ、SAW（弾性表面波）フィルタ、BAW（バルク弾性波）フィルタ、積層チップインダクター、水晶振動子、水晶共振子、水晶発振子又は巨大磁気抵抗効果若しくはトンネル磁気抵抗効

のうち、同項第四号、第六号、第九号、第十一号から第二十三号まで及び第二十五号から第四十三号までに掲げるものに限る。）又は金属鉱産物（同条第二項に規定するものをいう。）に関する次のイからホまでに掲げる業種

「イホ 同上」

八 「同上」

九 「同上」

イ 「同上」

ロ 半導体素子若しくは集積回路の製造のために専ら用いられる半導体部素材（半導体の製造工程において用いられる物資又はその部分品若しくは素材等（未加工の原料又は物資を除く。以下この号において同じ。）をいう。）又は半導体製造装置（半導体素子又は集積回路の製造、測定又は分析の用に供されるダイシングソー、ウエハプロパー、電子顕微鏡その他専らこれらの用に供される細分類二六七一―半導体製造装置製造業、小分類二七三―計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業及び小分類二九七―電気計測器製造業を含む。）若しくは半導体製造装置に専ら用いられる部分品若しくは素材等

ハ 車載用（駆動用動力源としての用途に限る。）又は定置用として用いられるリチウムイオン蓄電池の製造に使用するために特に設計した部分品、素材又は装置

ニ 積層セラミックコンデンサ、フィルムコンデンサ、SAW（弾性表面波）フィルタ、BAW（バルク弾性波）フィルタ、積層チップインダクター、水晶振動子、水晶共振子又は水晶発振子の製造に専ら用いられる部分品、素材等又は装置

果を利用する磁気センサーの製造に専ら用いられる部分品、
素材等又は装置

〔ホ・ヘ 略〕

九 〔略〕

〔イ・ハ 略〕

ニ 総トン数百九十トン以上の船舶の船体（当該船体を構成する船体ブロックを含む。）

〔十・三十一 略〕

三十二 細分類二八九九―その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業（SAW（弾性表面波）フィルタ、BAW（バルク弾性波）フィルタ、水晶振動子、水晶共振子、水晶発振子又は巨大磁気抵抗効果若しくはトンネル磁気抵抗効果を利用する磁気センサーの製造業に限る。）

〔三十三・三十八 略〕

三十九 〔略〕

〔イ・ハ 略〕

ニ システム及び端末等のサイバーセキュリティを確保することを目的として、システム及び端末等に対し、当該システム及び端末等とは別のシステム及び端末等から管理（機器構成の変更又は情報の収集等を含む。）を行うソフトウェア・サービス

〔ホ・ヘ 略〕

四十 対内直接投資等に関する命令第三条の二第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（令和二年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第四号）別表

〔ホ・ヘ 同上〕

十 〔同上〕

〔イ・ハ 同上〕

〔新設〕

〔十一・三十二 略〕

三十三 細分類二八九九―その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業（SAW（弾性表面波）フィルタ、BAW（バルク弾性波）フィルタ、水晶振動子、水晶共振子、水晶発振子の製造業に限る。）

〔三十四・三十九 同上〕

四十 〔同上〕

〔イ・ハ 同上〕

ニ システム及び端末等に対し、当該システム及び端末等とは別のシステム及び端末等から管理（機器構成の変更又は情報の収集等を含む。）を行うソフトウェア・サービス

〔ホ・ヘ 同上〕

四十一 対内直接投資等に関する命令第三条の二第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（令和二年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第四

第十一号、第十二号、第十五号、第三十八号から第四十一号まで、第四十六号から第四十八号まで及び第五十一号に掲げるものに係る事業に係るサービスを提供するために必要なシステムのために特に設計したプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業若しくは細分類四〇一三―インターネット利用サポート業又はこれらの事業のために専ら用いる情報処理サービス若しくはインターネット利用サポートサービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業若しくはインターネット利用サポート業

四十一 百万人以上の者の個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第一項に規定する個人情報をいう。）であつて次に掲げるものを扱うために特に設計したプログラムを作成する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業若しくは細分類四〇一三―インターネット利用サポート業又はこれらの情報の処理のために専ら用いる情報処理サービス若しくはインターネット利用サポートサービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業若しくはインターネット利用サポート業（ロに該当するものにあつては、銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。）、銀行持株会社（同条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。）、保険会社（保険業法（平成七年法律第五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）、保険持株会社（同条第十六項に規定する保険持株会社をいう。）、金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十

号）別表第十二号、第十三号、第十六号、第三十九号から第四十二号まで、第四十七号から第四十九号まで及び第五十二号に掲げるものに係る事業に係るサービスを提供するために必要なシステムのために特に設計したプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業若しくは細分類四〇一三―インターネット利用サポート業又はこれらの事業のために専ら用いるための情報処理サービス若しくはインターネット利用サポートサービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業若しくはインターネット利用サポート業

四十二 百万人以上の者の個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第一項に規定する個人情報をいう。）であつて次に掲げるものを扱うために特に設計したプログラムを作成する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業若しくは細分類四〇一三―インターネット利用サポート業又はこれらの情報の処理のために専ら用いる情報処理サービス若しくはインターネット利用サポートサービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業若しくはインターネット利用サポート業（ロに該当するものにあつては、銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。）、銀行持株会社（同条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。）、保険会社（保険業法（平成七年法律第五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）、保険持株会社（同条第十六項に規定する保険持株会社をいう。）、金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十

三年法律第二十五号) 第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。) であつて第一種金融商品取引業(同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。) 若しくは投資運用業(同条第四項に規定する投資運用業をいう。) を行うもの若しくは指定親会社(同法第五十七条の十二第三項に規定する指定親会社をいう。) (以下これらのものをこの号において「指定金融機関」という。) 又は指定金融機関の子会社(会社法(平成十七年法律第八十六号) 第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。) が、指定金融機関等(指定金融機関又はその関係会社(会社計算規則(平成十八年法務省令第十三号) 第二条第三項第二十五号に規定する関係会社をいう。) をいう。以下この号において同じ。) に対して提供する場合又は法令に基づき指定金融機関等以外のものに対して提供する割合が一定以下とされている指定金融機関等が当該一定割合以下で当該指定金融機関等以外のものに対して提供する場合若しくは法令に基づき指定金融機関等以外のものに対して提供する割合が定められていない指定金融機関等が主として当該指定金融機関等に提供しつつ当該指定金融機関等以外のものに対して提供する場合に係るものを除く。)

「イゝハ 略」

「四十二〽四十六 略」

備考 「略」

三年法律第二十五号) 第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。) であつて第一種金融商品取引業(同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。) 若しくは投資運用業(同条第四項に規定する投資運用業をいう。) を行うもの若しくは指定親会社(同法第五十七条の十二第一項に規定する指定親会社をいう。) (以下これらのものをこの号において「指定金融機関」という。) 又は指定金融機関の子会社(会社法(平成十七年法律第八十六号) 第二条第三号に規定する子会社をいう。) が、指定金融機関等(指定金融機関又はその関係会社(会社計算規則(平成十八年法務省令第十三号) 第二条第三項第二十五号に規定する関係会社をいう。) をいう。以下この号において同じ。) に対して提供する場合又は法令に基づき指定金融機関等以外のものに対して提供する割合が一定以下とされている指定金融機関等が当該一定割合以下で当該指定金融機関等以外のものに対して提供する場合若しくは法令に基づき指定金融機関等以外のものに対して提供する割合が定められていない指定金融機関等が主として当該指定金融機関等に提供しつつ当該指定金融機関等以外のものに対して提供する場合に係るものを除く。)

「イゝハ 同上」

「四十三〽四十七 同上」

備考 「同上」